

平成16年 月 日
金 融 庁

公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方について(案)

公認会計士監査の充実・強化を趣旨とする「公認会計士法の一部を改正する法律」が本年4月から施行された。

旧法での懲戒処分等では、故意・過失による虚偽証明、法令違反、著しく不当な運営の場合、戒告、一年以内の業務停止、設立認可取消・登録抹消が可能であった。

改正法では、懲戒処分等の強化を図る観点から、業務停止期間の上限を二年としたほか、監督の手段を多様化し、品質管理レビューのモニタリングによる公認会計士・監査審査会の具体的勧告内容を監査法人等の運営に反映させるため、金融庁長官は、法令違反、著しい不当運営の場合、監査法人等の業務改善の指示をすることができることとした。

これを受け公認会計士・監査法人の懲戒処分等の強化を図るため、公認会計士・監査法人の処分基準をできるだけ具体化・明確化し、また厳格化すべく基本的な考え方を整理することとした。

ただし、個々の事案により、内容、背景等が異なり、様々な特性、特徴を有していることから、的確に事実関係等を把握し、個々の事案に応じた適切な懲戒処分等が行われるよう努めることとする。

(基本的な考え方)

公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等については、
虚偽証明・不当証明に対する懲戒処分等、
信用失墜行為等の法令違反に対する懲戒処分等、
の2つに分け、更に、信用失墜行為等の法令違反に対する懲戒処分等については、具体的な違反行為に応じて「基本となる処分の量定」を定めることとする。

ただし、別紙に掲げる個別事情・周辺事情等により基本となる処分を加重又は軽減することとする。

その上で、公認会計士法第32条の定めるところに従い、公認会計士・監査審査会(同法第41条の2に規定する勧告に基づく場合を除く。)の意見を聴いて行うこととする。

また、監査の充実・強化のために改正法で新たに導入された業務改善の指示を有効に活用することとする。

なお、当該行為の態様にもよるが、 の虚偽証明・不当証明に対する懲戒処分等は、公認会計士・監査法人の中核的業務である監査証明業務にかかるものであることから、 の信用失墜行為等の法令違反に対する懲戒処分等との比較においてより重大な行為に基づくものであると考えられる。

・虚偽証明・不当証明に対する懲戒処分等の考え方

公認会計士(監査法人の社員として当該証明を執行した者を含む。 において同じ。)による虚偽証明・不当証明に対する懲戒処分(公認会計士法第30条第1項及び第2項)並びに当該公認会計士が所属する監査法人による虚偽証明・不当証明に対する処分(同法第34条の21第2項第1号及び第2号)については、虚偽証明・不当証明を行った当該公認会計士の故意の場合と過失の場合に応じ、原則として以下の考え方によるものとする。

1. 公認会計士による虚偽証明・不当証明

故意の場合には、当該公認会計士を登録抹消、過失の場合には、期間を定めた業務停止とし、業務停止6月を基本とする。

2. 個別事情等による加重・軽減

ただし、別紙に掲げる個別事情・周辺事情等により基本となる処分を加重又は軽減することとする。

具体的には、故意の場合においては、経営者等に虚偽等の事実を指摘し、不適正等の意見を出していた期間がある場合等個別事情・周辺事情に応じて、期間を定めた業務停止とすることができるものとする。過失の場合においては、虚偽証明・不当証明の対象期間が長期にわたる場合等には業務停止期間を加重することができることとする一方、経営者等からの監査の妨害・隠蔽行為等があり、過失の程度が軽いと認められる場合等には業務停止期間を軽減し、場合によっては戒告とすることができるものとする。

3. 監査法人の社員の故意又は過失による虚偽証明

当該公認会計士が所属する監査法人については、主として虚偽証明・不当証明が行われたことについての監査法人としての審査などの内部管理や内部規律の態様につきその責任を問うとの観点から、公認会計士の行った監査証明が故意の場合(同法第34条の21第2項第1号)と過失の場合(同法第34条の21第2項第2号)の別に応じ、故意の場合には業務停止3月、過失の場合には業務停止1月とすることを基本とする。

ただし、別紙に掲げる内部管理の態様、内部規律の態様などの個別事情・周辺事情等により基本となる処分を加重又は軽減することとする。

具体的には、内部規定が整備されていないなど内部管理体制が著しく不備である場合等には業務停止期間を加重し、場合によっては、解散命令とすることができるものとする。逆に、諸規準に準拠した内部管理体制の整備が認められる場合や速やかに適切な改善措置が講じられている場合等には業務停止期間を軽減し、場合によっては戒告とすることができるものとする。

この場合において、公認会計士法・関連政府令に違反している場合、監査法人の業務運営が著しく不当であると認められる場合には、同法第34条の21第1項に規定する業務を改善するために必要な指示を併せて行うものとする。

なお、業務停止については、行為の態様や監査法人の内部管理の態様等(監査法人内の一部分(部門、従たる事務所など)のみに問題がある場合など)を踏まえ、監査法人全体に対してではなく、一部分に対してのみ業務停止を行うことができるものとする。

4. 同種の事例との比較衡量

本基準の適用に際しては、懲戒処分等の公平性を担保するために、同種の懲戒処分等の事例を参照することとする。

ただし、経済情勢や国民意識の変化などを考慮し、同種の事例との単純な比較衡量に止まらない個別案件に応じた対応が必要となることに留意することとする。

. 信用失墜行為等の法令違反に対する懲戒処分等の考え方

公認会計士(監査法人の社員を含む。)において同じ。)による信用失墜行為等の法令違反に対する懲戒処分(公認会計士法第31条)並びに監査法人に対する処分(同法第34条の21第1項第3号)については、公認会計士に対する場合と監査法人に対する場合に分け、かつ、違反行為の態様に応じ、原則として以下の考え方によるものとする。

1. 公認会計士による法令違反

公認会計士に対する場合には、別紙に掲げる違反行為の態様に応じた期間を定めた業務停止又は戒告とすることを基本とする。この場合において、「重大な」信用失墜行為等の法令違反に該当する場合には業務停止6月以上とすることを基本とする。

なお、同法第34条の2による公認会計士に対する業務改善の指示に従わないときは、重大な法令違反として業務停止2年を基本とする。

ただし、当該公認会計士については、当該案件における個別事情・周辺事情等に応じて基本となる処分を加重又は軽減することとする。

具体的には、計画的な行為であり、悪意の程度が重いと認められる場合等には業務停止期間を加重し、場合によっては、登録抹消とすることができるものとする。逆に、過失に基づく行為で情状が認められる場合等には、業務停止期間の軽減等ができるものとする。

2. 監査法人の法令違反又は著しい運営不当

監査法人に対する場合には、別紙に掲げる違反行為の態様に応じた期間を定めた業務停止又は戒告とすることを基本とする。

なお、同法第34条の21第1項による監査法人に対する業務改善の指示に従わないときは、重大な法令違反行為として業務停止2年を基本とする。

ただし、当該監査法人については、内部管理の態様、内部規律の態様などの個別事情・周辺事情等により基本となる処分を加重又は軽減することとする。

具体的には、内部規定が整備されていないなど内部管理体制が著しく不備である場合等には業務停止期間を加重し、場合によっては、解散命令とすることができるものとする。逆に、諸規準に準拠した内部管理体制の整備が認められる場合や速やかに適切な改善措置が講じられている場合等には、業務停止期間の軽減等ができるものとする。

この場合において、監査法人の法令違反等が監査法人の内部管理体制の不備等によると認められる場合には、同法第34条の21第1項に規定する業務を改善するために必要な指示を併せて行うものとする。

なお、業務停止については、行為の態様や監査法人の内部管理体制の態様等(監査法人内の一部分(部門、従たる事務所など)のみ問題がある場合など)を踏まえ、監査法人全体に対してではなく、一部分に対してのみ業務停止を行うことができるものとする。

3. 同種の事例との比較衡量

本基準の適用に際しては、懲戒処分等の公平性を担保するために、同種の懲戒処分等の事例を参照することとする。

ただし、経済情勢や国民意識の変化などを考慮し、同種の事例との単純な比較衡量に止まらない個別案件に応じた対応が必要となることに留意することとする。